

総合評価落札方式により実施した理由等

1. 工 事 名 令和8年度狼煙漁港（狼煙地区）及び鵜飼漁港海岸災害復旧工事

2. 入札日時 令和8年10月7日 10時30分

3. 総合評価落札方式により実施した理由

入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずる工事であるため。

4. 落札者の決定基準

入札参加者は、価格、本工事における施工体制、技術提案、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、事故及び不誠実な行為、ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等に対する評価をもって入札を行い、(1)の要件に該当する者のうち、(2)によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、(3)による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に該当する場合は、予決令第86条第1項の調査を行うものとする。

(1) 評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して上回らないこと。
- ③ 提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

(2) 評価項目と評価基準

① 標準点

当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件（標準案）を実現できると認められた場合には、「標準点」100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

総合評価にかかる評価基準説明書に示すとおり「施工体制評価点」は最高点で30点及び加算点は最高点で50点を与える。

なお、入札参加者の申込みに係る価格が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については10分の9、共通仮設費については10分の8、現場管理費については10分の8、一般管理費については10分の3をそれぞれ乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

③ 技術者評価について

技術者評価において、複数の候補技術者を記載した場合には、技術者毎にそれぞれの評価項目において評価し、その合計点の低い者を評価対象とする。なお、共同企業体の場合、評価対象は代表者の配置予定の技術者に限る。

(3) (1)において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。

(4) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。